


庁議付議事案書

開催・平成30年11月21日

所管部課	都市建設部都市計画課	部長	直井 亨		
件名	立川都市計画道路3・4・17号桜街道線の無電柱化について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>現在、市では、立川都市計画道路3・4・17号桜街道線の平成31年度の事業着手（街路事業）に向けて、準備を進めているが、整備予定区間の事業化に合わせて、東大和市として初めてとなる無電柱化の実施について検討を行っている。</p> <p>ここで、事業費や工期等の概要を整理したので、平成30年12月4日に開催予定の市議会全員協議会の議題として提案し、説明するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>1 街路事業の概要</p> <p>東京における都市計画道路の整備方針（第4次事業化計画）において、南街5丁目から桜が丘2丁目までの約570mの区間を優先整備路線として位置づけており、自動車交通の円滑化や安全な歩行空間の確保等を図るため、当該区間を計画幅員である16mに整備する。</p> <p>2 無電柱化の概要</p> <p>街路事業に合わせて、南側の歩道下に電線共同溝を設置し、北側は南側から道路の下を横断させて配電すること等を検討している。</p> <p>3 概算事業費及びスケジュール（参考）</p> <p>全体整備費9億円程度（内無電柱化分3億円程度）を想定している。</p> <p>実施設計から事業の完了まで13年のスケジュール（参考）を想定している。</p> <p>(2) 影響及び効果</p> <p>無電柱化の推進により、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保や良好な都市景観の創出に効果がある。</p>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>無電柱化については、一定の工期が必要となるため、地域住民の意向を踏まえながら実施について検討していく必要がある。</p>					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>庁議終了後、説明資料を市議会議員へ配布したい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。